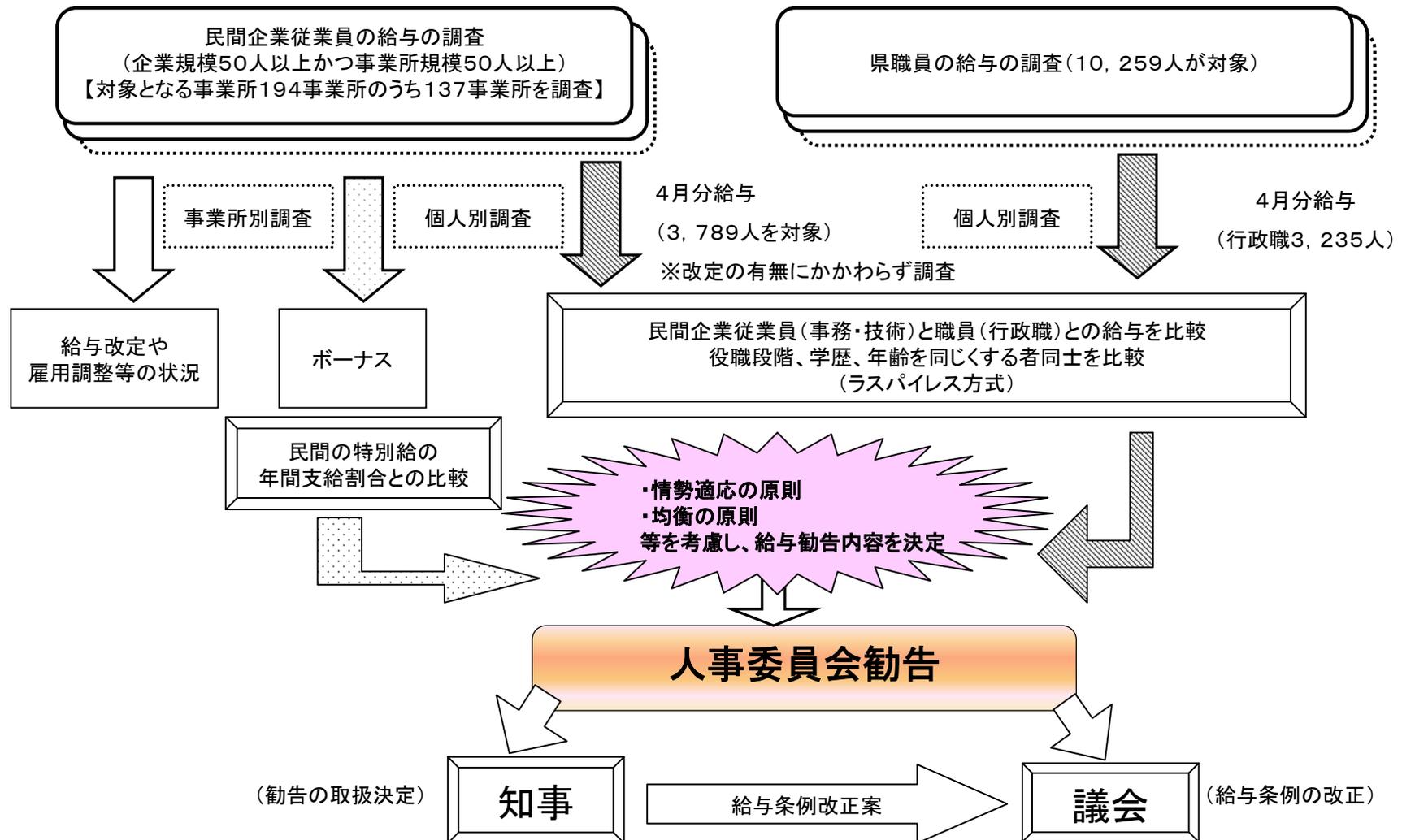


給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

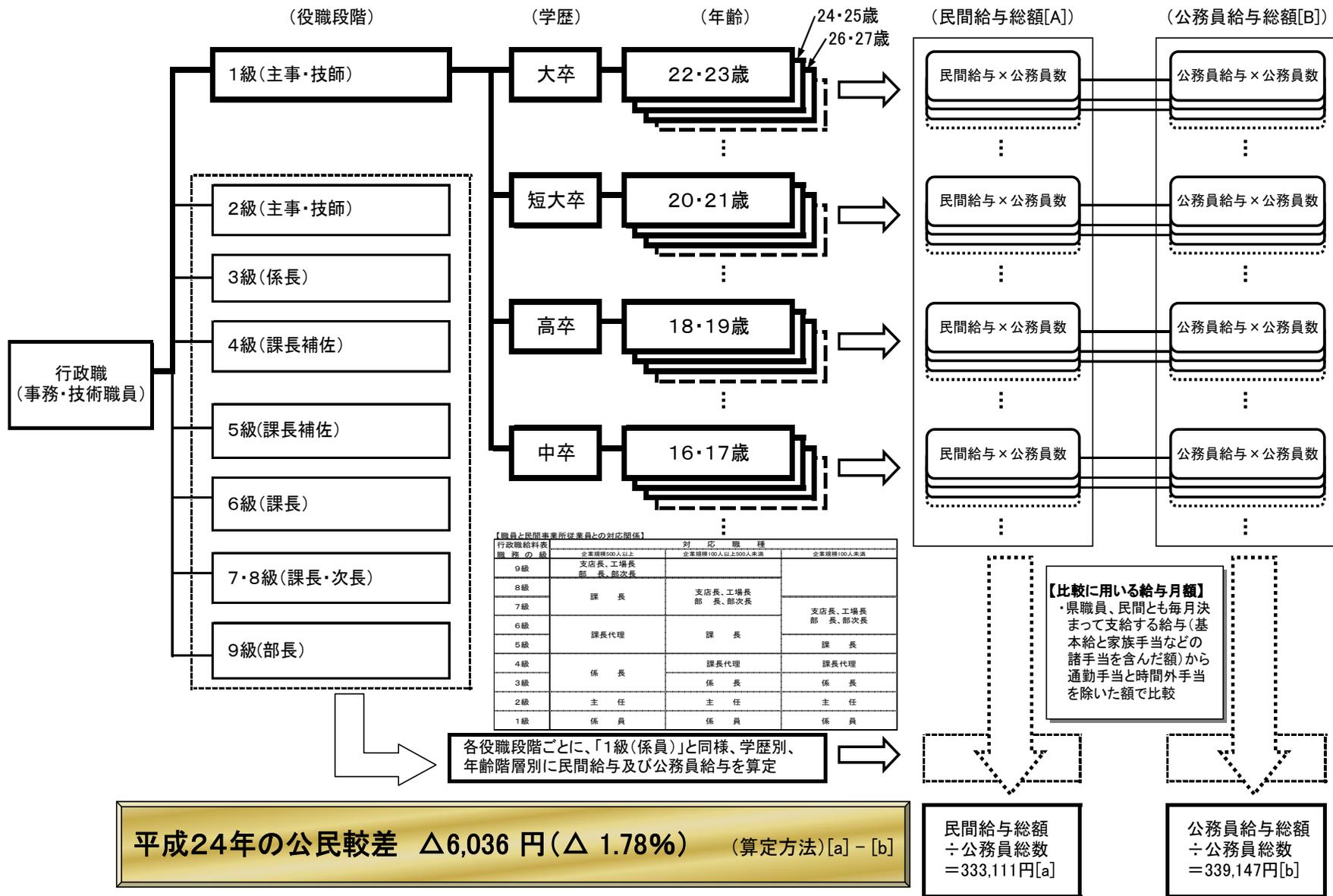
平成24年10月
鳥取県人事委員会

人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）



民間給与の較差に基づく給与改定

本年は、地域民間事業所従業員の給与水準を適切に反映させるという観点から、較差を解消するため、月例給の減額改定(△6,036円)を行うこととしました。

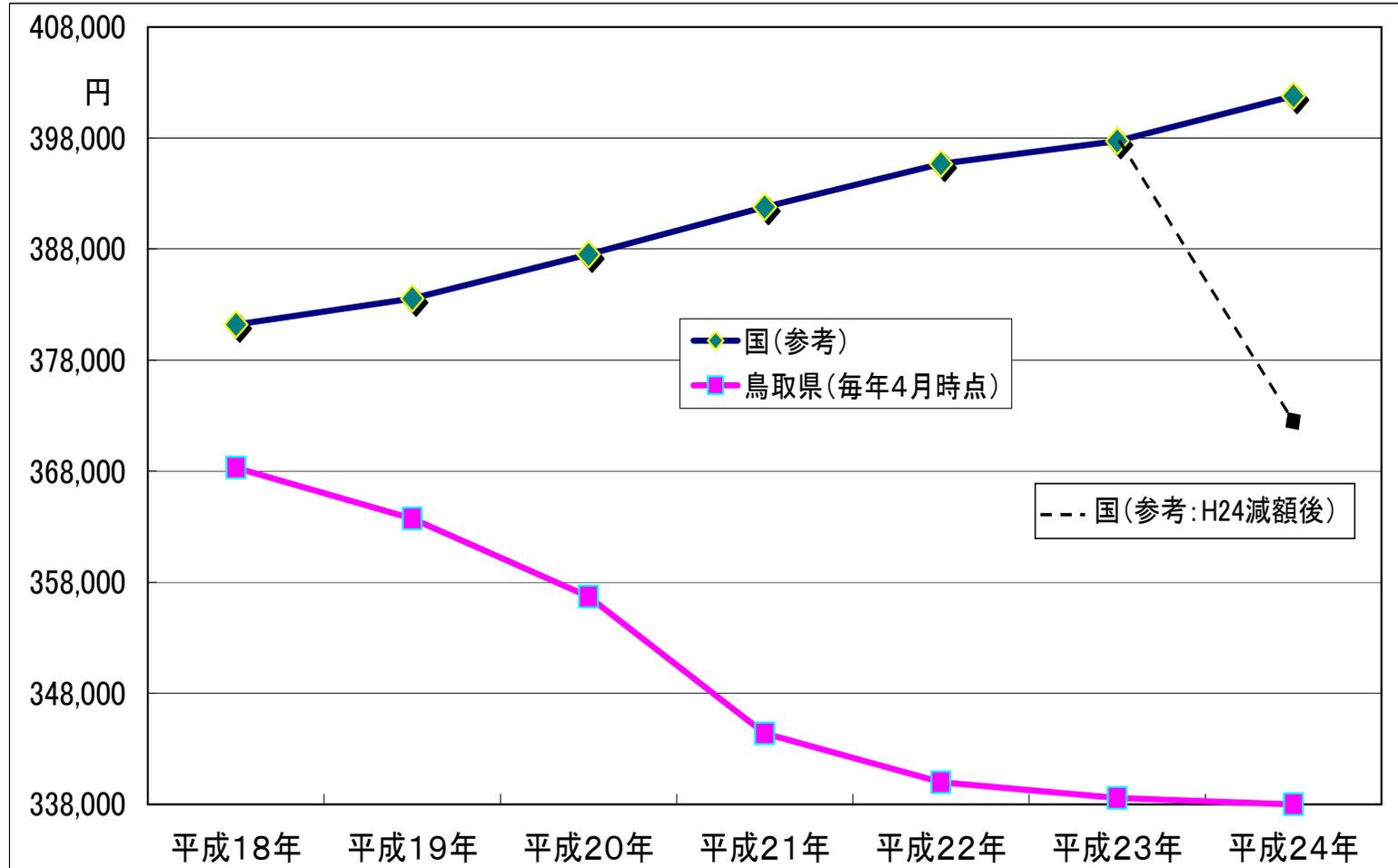
県職員給与 339,147円

民間給与 333,111円

較差

6,036円

鳥取県職員の平均給与額の推移

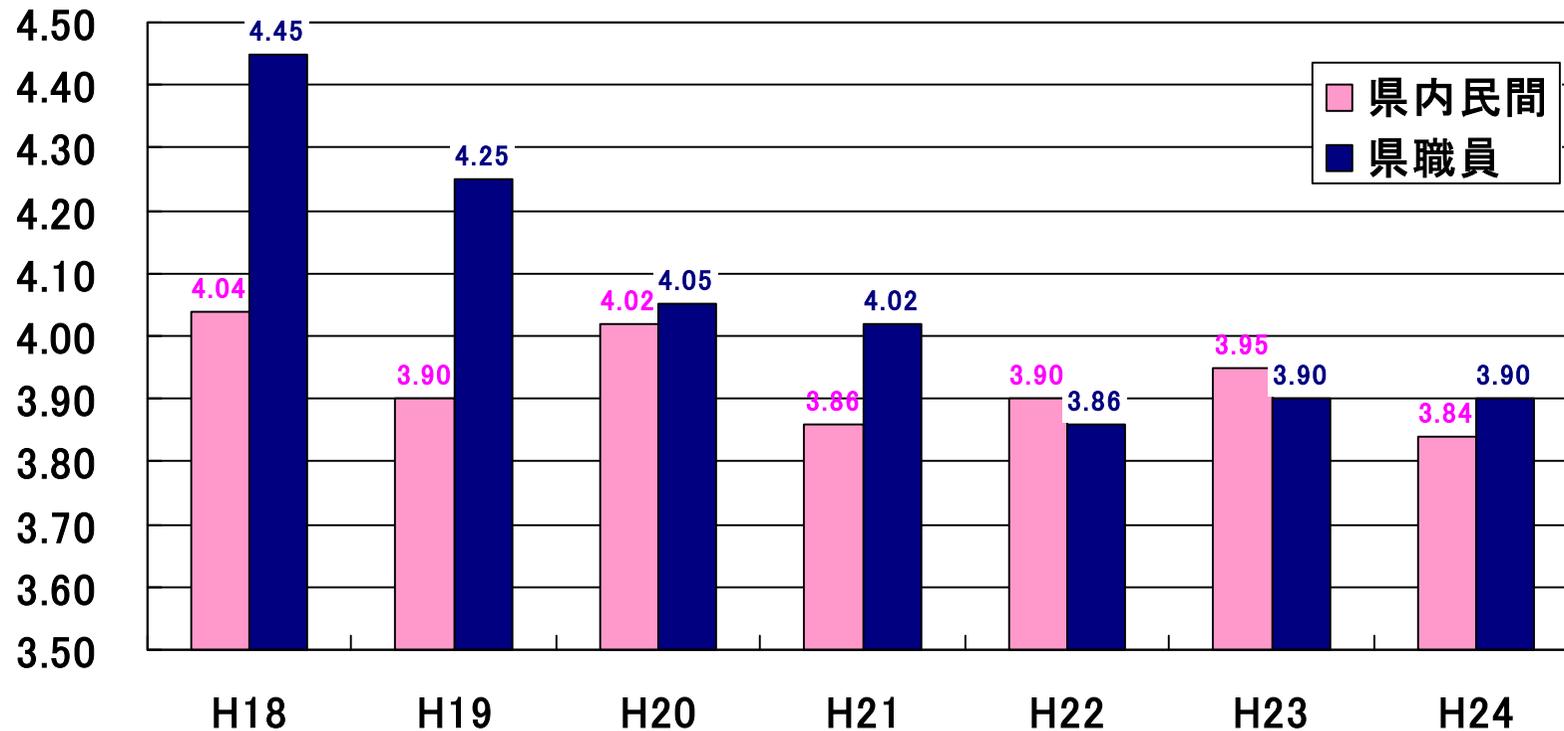


国: 381,212円(40.4歳) 国: 383,541円(40.7歳) 国: 387,506円(41.1歳) 国: 391,770円(41.5歳) 国: 395,666円(41.9歳) 国: 397,723円(42.3歳) 国: 401,789円(42.8歳)(減額前)
 県: 368,322円(41.0歳) 県: 363,742円(41.3歳) 県: 356,698円(41.4歳) 県: 344,377円(41.8歳) 県: 339,991円(42.1歳) 県: 338,555円(42.2歳) 国: 372,906円(42.8歳)(減額後)
 県: 338,010円(42.5歳)

- 1 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 2 平成19年以前の鳥取県職員の給与額は給与の特例措置前(給与カット前)の金額を掲載している。
- 3 平成24年の国家公務員の給与額は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。

特別給の支給月数の推移

本年は、国、全国及び県内市町村との支給水準を考慮し、特別給の支給月数は据え置くこととしました。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県内民間	4.04	3.90	4.02	3.86	3.90	3.95	3.84
県職員	4.45	4.25	4.05	4.02	3.86	3.90	3.90

※県職員の支給月数は、当該年の勧告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況(平成12年～)

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成12年	0.12%	4.75月	△0.20月
平成13年	改定なし	4.70月	△0.05月
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	改定なし	4.40月	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	3.90月	0.00月
平成24年	△1.78%	3.90月	0.00月

勧告に伴う影響額

- **【月額の影響】**

- <行政職>
- ①現 行:339,147円
- ②改定額:△6,036円(△1.78%)
- ③改定後:333,111円

- ※△6,036円の内訳
- 給 料 月 額:△5,880円
- 管理職手当:△ 156円

- **【勧告後の年収の影響額(一人当たり平均)】**

- ○昇給がなかったと仮定した場合
- <行政職>
- ①改定前:5,376,959円
- ②影響額:△94,343円
- ③改定後:5,282,616円

本年の給与改定(まとめ)

公民較差の解消

1 給料表

○本年の給料表から一律1.8%引き下げる(ただし、医療職給料表(1)は除く。)

2 管理職手当

○給料表と同様に1.8%引き下げる。

3 特別給

○民間の特別給の支給状況(3.84月)を上回るが、国、全国及び県内市町村との支給水準を考慮し、据置(3.90月)。

4 実施時期

○平成25年1月1日